

国史跡橘樹官衙遺跡群 保存活用計画



平成 30（2018）年 2 月
川崎市教育委員会



... 橘樹官衙遺跡群 国指定史跡範囲

橘樹官衙遺跡群周辺空中写真（「川崎市撮影の空中写真（平成28年度）」）

序 文

国史跡橘樹官衙遺跡群は、川崎市の中央部に位置する高津区千年から宮前区野川の地に所在し、昭和50年代から継続的に実施してきた発掘調査の成果を受けて、土地の権利者の方々の同意、地元住民の方々の理解と協力をいただき、平成26年7月に国に意見具申を行い、平成27年3月10日に、本市初の国史跡に指定されました。

国史跡橘樹官衙遺跡群は、古代武蔵国橘樹郡の役所跡である橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と古代寺院跡である影向寺遺跡から構成され、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、日本古代史における7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で、極めて重要な価値を有する国民共有の財産です。

本計画は、国史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についての基本方針及び基準を定めたものです。

今後は、本計画に基づき、史跡の保存活用を進めていくこととなります。国史跡橘樹官衙遺跡群が、国民共有の文化財であるとともに、本市の宝として、また地域の貴重な歴史的・文化的資産として、確実に後世まで守り伝えられ、地元や市民のみなさまに郷土の誇りとして、様々な活動の拠点として活用していただけるよう、これまで以上に努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

本計画は、平成28年度から地元町内会等も参加する川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会整備部会を中心に協議を重ね、市民の意見を頂きながら策定しました。御多忙な中を出席くださり貴重な意見・議論をいただきました委員・地域代表の方々に御礼を申し上げるとともに、本計画の策定について専門的な見地から指導・助言をいただきました文化庁並びに神奈川県教育委員会の方々に感謝申し上げます。

平成30（2018）年2月

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川に所在する国史跡橋樹官衙遺跡群の保存活用計画書である。
- 2 史跡橋樹官衙遺跡群は、橋樹郡家〔郡衙〕跡（千年伊勢山台遺跡）及び影向寺遺跡からなる。橋樹郡家跡を含む千年伊勢山台遺跡は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠し、「千年+伊勢山台」から命名している。

影向寺遺跡については、これまで調査毎に調査名称が異なり混乱していた経緯から、平成19（2007）年度刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」（河合・伊東2007）で、川崎市教育委員会が遺跡名称を「影向寺遺跡」にするとともに、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査とし、それ以降実施された調査を第2次調査から順番に調査次を設定するよう整理した経緯がある。ただし、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に川崎市教育委員会が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年に影向寺薬師堂保存修理工事の際に実施した薬師堂基壇部の確認調査については、すでに報告書が刊行されていることもあり、これまでの名称を用いている。

千年伊勢山台遺跡からは、古代武蔵国橋樹郡の役所跡が発見されているため、本遺跡のうち古代官衙に関連する遺跡について「橋樹郡衙跡」という名称を用いてきた。しかし、古代の郡における役所跡の遺跡名称については、近年全国的に「郡家」を用いる方向性になってきたことから、今後本遺跡についても「橋樹郡家跡」という名称を用いることとする。ただし、混乱を避けるため、本書における各章の「橋樹郡家跡」初出に際しては「橋樹郡家（郡衙）跡」と表記し、それ以降、特に必要がない限り「橋樹郡家跡」という表記とする。また、橋樹郡家跡の官衙関連遺構等は広範囲に広がっていることから、便宜上、字区分及び現地形等により地区区分を行い、上原宿地区、伊勢山台地区、伊勢山台〔谷戸〕地区、蟻山地区、という地区名称も適宜用いる。
- 3 本保存活用計画策定事業は、川崎市教育委員会が事業主体となり、平成28（2016）・平成29（2017）年度の2か年にわたり、国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施した。
- 4 本計画は、川崎市附属機関設置条例に基づき設置されている「川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会」で検討した内容をもとに、事務局である川崎市教育委員会が策定した。
- 5 本計画策定にあたり、文化庁文化財部記念物課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の指導・助言を受けた。
- 6 本計画策定に関わる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が担当し、関連事業の一部を株式会社 TEM 研究所に委託した。
- 7 本書の執筆は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が行った。

目次

序文	
例言	
第1章	計画策定の沿革・目的 1
第1節	計画策定の沿革..... 1
第2節	計画の目的..... 1
第3節	計画策定に向けた検討体制と検討経過..... 4
第4節	上位関連計画と本計画の位置づけ..... 7
第5節	計画の実施..... 14
第2章	橘樹官衙遺跡群の概要 15
第1節	指定に至る経緯..... 15
第2節	指定の状況..... 16
第3章	橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素 39
第1節	保存活用計画における対象地域..... 39
第2節	橘樹官衙遺跡群の本質的価値..... 41
第3節	橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値..... 42
第4節	橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値..... 44
第5節	構成要素の特定..... 45
第4章	現状と課題 46
第1節	保存管理..... 46
第2節	活用..... 47
第3節	整備..... 48
第4節	管理運営体制..... 48
第5章	橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針 54
第1節	基本的な指針..... 54
第2節	短期的な指針..... 55
第6章	橘樹官衙遺跡群の保存管理 56
第1節	保存管理の基本方針..... 56
第2節	橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素..... 57
第3節	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準..... 62
第4節	土地公有地化の方針..... 65

第7章	橘樹官衙遺跡群の活用	66
第1節	活用の基本方針	66
第2節	活用の方法	67
第8章	橘樹官衙遺跡群の整備	70
第1節	整備の基本方針	70
第2節	整備の方法	70
第9章	管理運営と体制	74
第1節	管理運営と体制の基本方針	74
第2節	管理運営の方法	74
第10章	施策の実施計画策定と進捗管理	76
第1節	実施すべき施策と実施期間	76
第2節	施策の進捗管理と方法	77
・参考文献		78
・巻末資料		81
資料1	官報告示（写）	82
資料2	国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用点検シート	83
資料3	今後サイン（案内板・説明板）を設置する必要がある地域	84
資料4	関連法令	85
資料5	写真図版	93

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

史跡橘樹官衙遺跡群は、武蔵国橘樹郡の役所跡である橘樹郡家〔郡衙〕跡（千年伊勢山台遺跡）とその西側に造営された古代寺院跡である影向寺遺跡から構成される古代官衙遺跡である（第1・2図）。遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27（2015）年3月10日に川崎市初の国史跡に指定された。

橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡家跡については、国史跡指定を目指す中で、本市の貴重な歴史文化遺産として保存活用の基本的な考え方を定め、今後の保存・活用・整備の推進を図るため、平成24（2012）年度に「橘樹郡衙推定地保存活用の基本的な考え方について」を政策決定し、その基本方針として次の3点を掲げた。

- 1 橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める。
- 2 橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組を進める。
- 3 国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る。

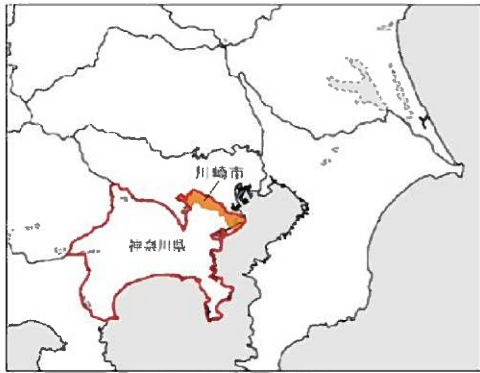
この政策決定を受け、川崎市教育委員会は、平成25（2013）年度に有識者による橘樹郡衙調査指導委員会を設置し、その指導・助言を受けて、国史跡指定を目指した取組を進めるとともに、地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に「川崎市文化財保護活用計画」を策定した。国史跡指定後は、平成27（2015）年度に橘樹郡衙調査指導委員会を川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会に改編し、史跡の保存・整備について指導・助言を行う整備部会を新たに置き、この中で史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用計画策定を進めてきた。

第2節 計画の目的

平成25（2013）年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」では、基本理念や基本的な考え方を積極的に推進していくための基本方針の1つとして、各文化財個別の保存活用計画を策定することを謳っている。

本計画はその具体的な取組の1つとして策定したものであり、史跡橘樹官衙遺跡群を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくため、史跡等の本質的価値と副次的な価値及びそれぞれの構成要素を明確化し、それらを保存管理・活用するための明確な原則・方針・手段等を定めたマスタープランである。

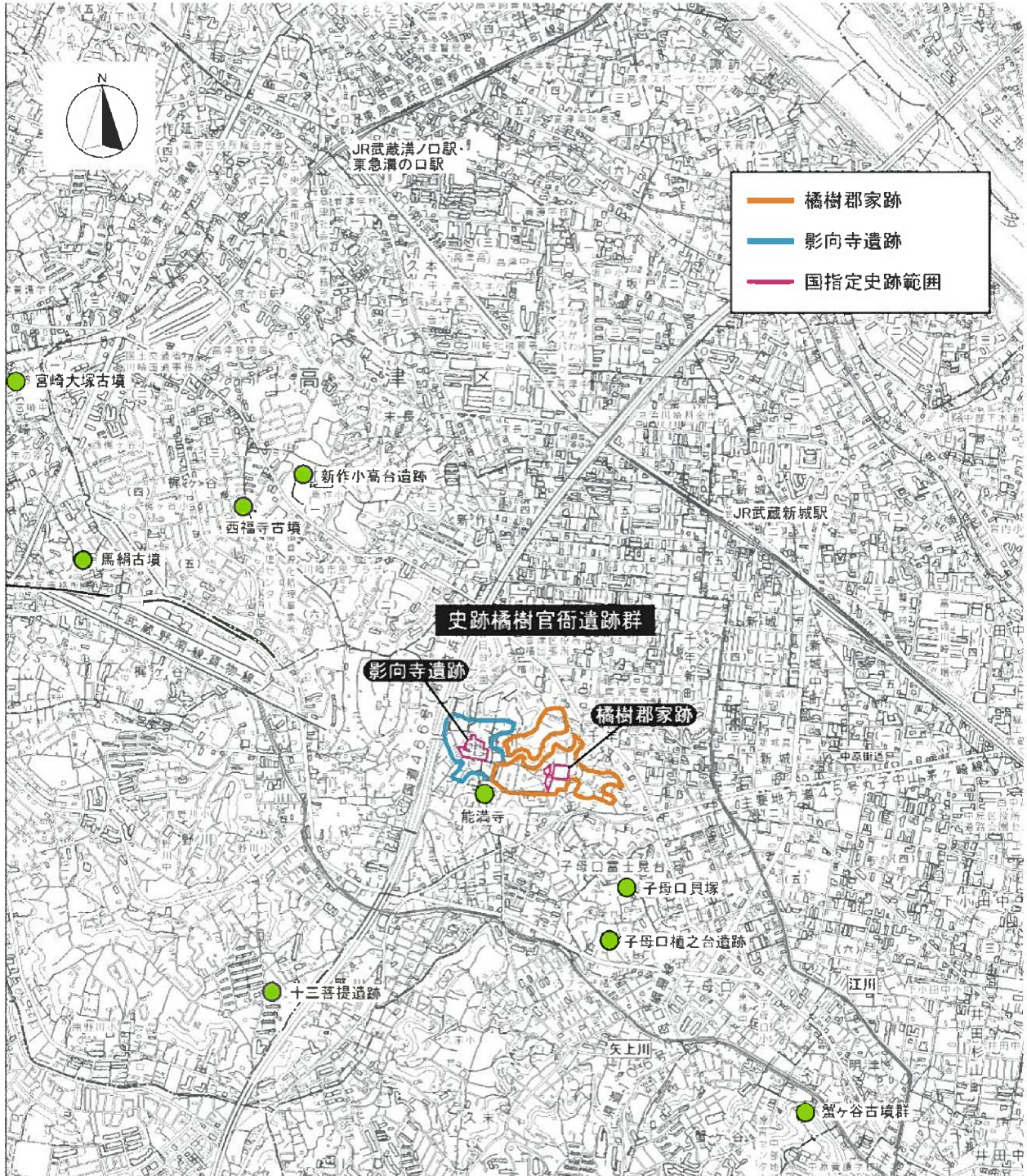
なお、本計画策定後の国史跡への追加指定、橘樹官衙遺跡群における発掘調査の進展、史跡の保存整備・活用事業の実施等を踏まえ、本計画は概ね10年をもって、見直しを図るものとする。



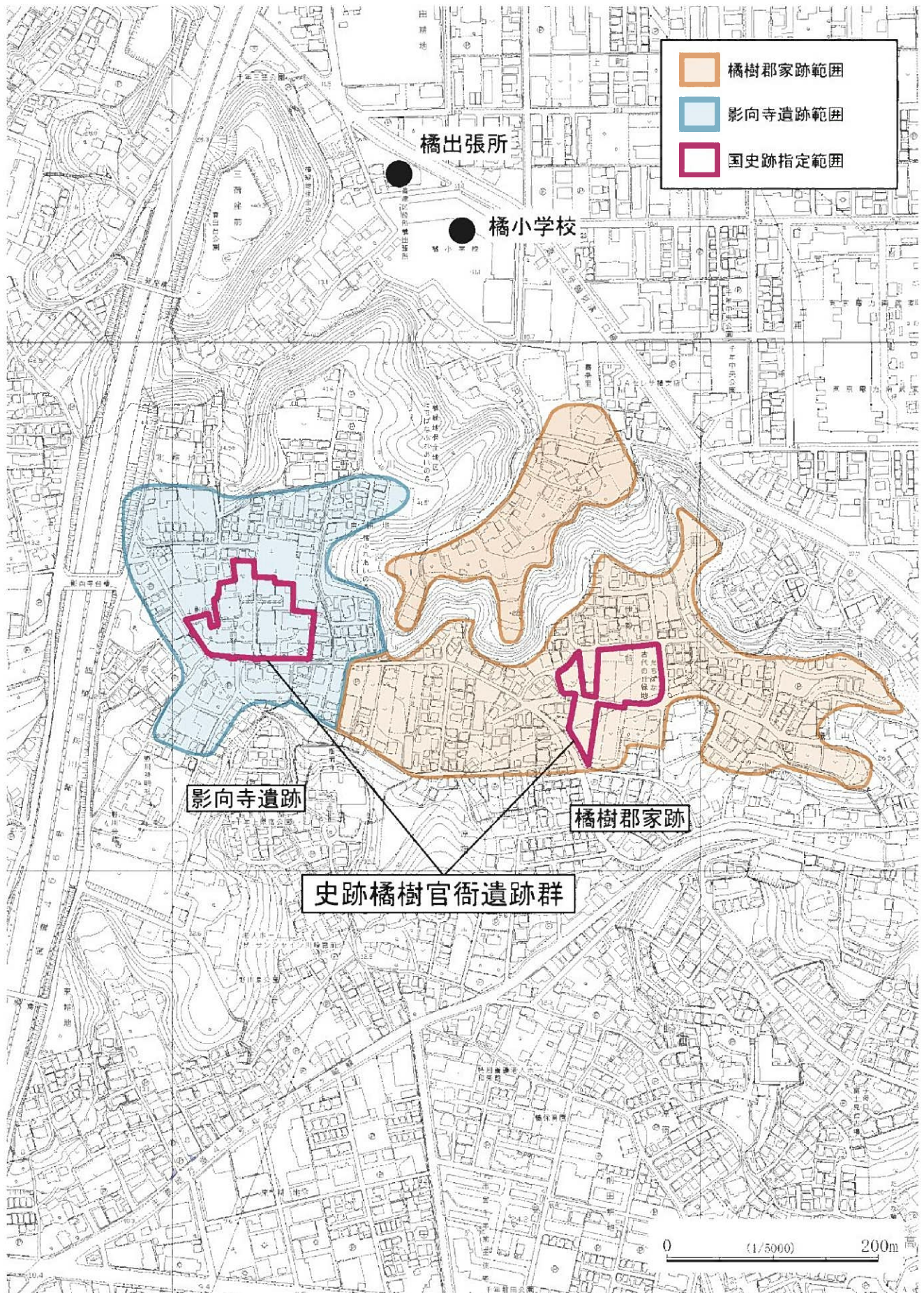
神奈川県・川崎市位置図



川崎市区分図



第1図 遺跡群広域位置図



第2図 遺跡群位置図

第3節 計画策定に向けた検討体制と検討経過

(1) 専門委員会

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画の策定にあたっては、川崎市附属機関設置条例により設置されている「川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会(以下、「調査整備委員会」という。)」において、専門的な立場から客観的な意見等や指導・助言を受けた。委員会は、史跡の調査・研究及び保存・整備等に関する専門的知識を有する学識者からなる委員で組織し、委員会の下部組織として、調査・研究等を扱う調査部会、史跡の保存・整備等を扱う整備部会の2つの専門部会を置いている。

保存活用計画策定に関する検討については、主に整備部会で行った。整備部会には、地域や市民の目線からの意見等も取り入れるため、地元町会や史跡保存会の地元代表者がオブザーバーとして参加した。

[川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会名簿(平成28・29(2016・2017)年度)]

(委員)

委員氏名	所属・役職等	部会
大上 周三	元神奈川県教育委員会課長代理	調査部会(考古学)
小澤 毅	三重大学人文学部教授	調査部会(考古学)
山本 暉久	昭和女子大学教授・川崎市文化財審議会委員(平成28(2016)年度)	調査部会(考古学)
御堂島 正	大正大学教授・川崎市文化財審議会委員(平成29(2017)年度)	調査部会(考古学)
山中 敏史	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 名誉研究員	調査部会(考古学)
佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授	調査部会・整備部会(古代史)
田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	調査部会・整備部会(考古学)
倉本 宣	明治大学農学部教授・川崎市文化財審議会委員	整備部会(造園学)
中井 検裕	東京工業大学大学院理工学研究科教授・川崎市都市計画審議会委員	整備部会(都市計画)
箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部 遺構研究室長	整備部会(建築史)
松田 陽	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	整備部会(文化資源学)

(オブザーバー)

氏名等	所属・役職等
山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官
谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局文化遺産課世界遺産登録推進グループ GL
石原 耕造	神奈川県教育委員会教育局文化遺産課世界遺産登録推進グループ
恩田 勇	神奈川県教育委員会教育局文化遺産課埋蔵文化財グループ主幹
柏木 靖男	高津区千年町会
中里 達男	宮前区野川町内会
柏木 一昭	宮前区野川町内会
亀ヶ谷 修(平成28(2016)年度)	宮前区野川町内会
白井 哲夫(平成29(2017)年度)	宮前区野川町内会
大川 健	橋樹郡衙跡史跡保存会
小泉 一郎(平成28(2016)年度)	影向寺重要文化財・史跡保存会
柴原 裕(平成29(2017)年度)	影向寺重要文化財・史跡保存会
TEM研究所	計画策定に係るコンサルタント業者

(事務局)

氏名	所属・役職等
金子 浩美	川崎市教育委員会事務局生涯学習部長
服部 隆博	川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長
栗田 一生	川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課担当係長
小柳津 貴子	川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課主任

(2) 市内検討委員会

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画策定に向け、調査整備委員会の指導・助言等を基に、保存活用計画案を検討するとともに、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るため、副市長を議長とした局長級で組織する「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する市内検討委員会」を設置し、開催した。さらに、その下に課長級で組織する作業部会である幹事会を設置し、具体的な調整を実施した。

[橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する市内検討委員会名簿]

(市内検討委員会委員)

所属・役職等		氏名等
議長	副市長	菊地 義雄
委員	総務企画局長	加藤 順一
委員	財政局長	大村 研一 (平成28 (2016) 年度) 唐仁原 晃 (平成29 (2017) 年度)
委員	市民文化局長	唐仁原 晃 (平成28 (2016) 年度) 鈴木 賢二 (平成29 (2017) 年度)
委員	経済労働局長	原田 津一
委員	まちづくり局長	金子 督
委員	建設緑政局長	藤倉 茂起
委員	高津区長	山田 祥司 (平成28 (2016) 年度) 高梨 憲爾 (平成29 (2017) 年度)
委員	宮前区長	野本 紀子 (平成28 (2016) 年度) 小田嶋 満 (平成29 (2017) 年度)
委員	教育長	渡邊 直美
委員	教育委員会事務局教育次長	西 義行

(幹事会委員)

所属・役職等		氏名等
幹事長	教育委員会事務局生涯学習部長	金子 浩美
委員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	三田村 有也(平成28(2016)年度) 中岡 祐一(平成29(2017)年度)
委員	財政局財政部財政課長	水澤 邦紀
委員	財政局資産管理部資産運用課長	佐藤 勝彦
委員	市民文化局市民文化振興室担当課長	高橋 智常(平成28(2016)年度) 永石 健(平成29(2017)年度)
委員	経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長	松元 直樹(平成28(2016)年度) 中山 健一(平成29(2017)年度)
委員	まちづくり局総務部企画課長	松元 信一(平成28(2016)年度) 塚田 雄也(平成29(2017)年度)
委員	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課	鈴木 健司
委員	高津区役所まちづくり推進部企画課長	中谷 明美
委員	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長	鈴木 和彦
委員	宮前区役所まちづくり推進部企画課長	高石 佳明
委員	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長	白井 豊一(平成28(2016)年度) 笹倉 賢治(平成29(2017)年度)
委員	教育委員会事務局総務部企画課長	古内 久
委員	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長	服部 隆博

(3) 委員会等の経過

[川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会]

- 第10回 平成28(2016)年6月9日
- 第11回 平成28(2016)年9月9日
- 第12回 平成28(2016)年11月25日
- 第13回 平成28(2016)年12月6日
- 第14回 平成29(2017)年3月13日
- 第15回 平成29(2017)年6月23日
- 第16回 平成29(2017)年7月28日
- 第17回 平成29(2017)年11月10日

[橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会]

- 第1回 平成28(2016)年6月7日
- 第2回 平成29(2017)年3月21日
- 第3回 平成29(2017)年12月12日

[橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会幹事会]

- 第1回 平成28(2016)年5月26日
- 第2回 平成28(2016)年9月2日
- 第3回 平成29(2017)年3月10日
- 第4回 平成29(2017)年8月9日
- 第5回 平成29(2017)年11月29日

第4節 上位関連計画と本計画の位置づけ

川崎市は、本市の将来像を示す「川崎市総合計画」に基づき、「『成長』と『成熟』の調和による持続可能な『最幸のまち』」を目指した取組を進めている。また、各地域の歴史や文化・伝統の中で育まれた文化財等は「歴史文化資産」として捉え、本市のまちづくり・ひとづくりを進めていく上での重要な構成要素であるとしている（第3図）。

◆ 川崎市総合計画（平成28（2016）年3月策定）

川崎市総合計画においては、目指す都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」、及びまちづくりの基本目標「安心のふるさとづくり」・「力強い産業都市づくり」を基本理念として掲げている。

本計画は、今後30年程度を展望し、本市が目指す都市像やその実現に向けた5つの基本政策等を定める「基本構想」、概ね10年間を対象として基本政策を体系的に推進するための23の政策を定める「基本計画」、4年程度の具体的な取組を定める「実施計画」の3層の構成を持たせている。

その中で、「橋樹官衙遺跡群」については、次のように位置づけている。

（基本政策4）活力と魅力あふれる力強い都市づくり

[政策4-8] スポーツ・文化芸術を振興する

<施策4-8-2> 市民の文化芸術活動の振興

施策の方向性

- 東京2020オリンピック・パラリンピックや市制100周年を見据えた、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進
- 文化芸術の市民活動へのさらなる浸透に向け、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりの推進
- 市内文化関連施設の効率的・効果的な運営と更なる魅力の発信

直接目標

- 市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする

事務事業 文化財保護・活用事業

市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、生まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。

事務事業 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業

古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橋樹官衙遺跡群」の活用を図ります。

◆ 第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」（平成27（2015）年3月策定）

「かわさき教育プラン」は、川崎市教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の今後約10年間の教育が目指すものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものである。

（基本理念）夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

私たちは、これからの人・社会のために教育ができることを真剣に考え、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていきます。そしてその実現のために、新たな「かわさき教育プラン」の基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

（基本目標）**自主・自立** 変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

（第2期実施計画（平成30（2018）年3月策定予定）

計画期間：平成30（2018）～平成33（2021）年度

〔基本政策Ⅷ〕文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

■ 政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

（施策1）文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- 「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行うとともに、文化財指定制度を補完する新たな制度を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- 「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。
- 文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図りま

す。

- 市内の学校に対して出土品を活用した出前授業等を行い、子どもたちに文化財を見たり触れたりする機会を提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。

◆ 川崎市文化財保護活用計画（平成26（2014）年3月策定）

本市には、多数の文化財が存在しており、これらの文化財を通じて、市民が地域の歴史に親しみ、地域を再発見し、川崎のまちを「ふるさと」として感じつつ、地域の歴史や文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を基本理念に、文化財に関する現状と課題を踏まえながら、市民の貴重な財産である文化財を総合的に保護・活用し、他の行政分野の計画や施策と整合性をとりつつ、川崎市の文化財の保護活用の方向性を示したものである。

■ 今後の文化財保護活用施策の方向性

（基本方向1）「文化財の価値の共有と継承」

- 文化財の総合的な把握
- 文化財の歴史や文化的価値を明確化するための調査の充実
- 文化財に関するデータベースの整備
- 文化財に関する防災対策の充実
- 各文化財の特性に応じた適切な管理の推進
- 行政各分野の関連計画等との連携により、多様な制度の積極的な活用による文化財の保存・継承

（基本方向2）「文化財の魅力を生かした地域づくり」

- 市民への文化財に関する学習機会の充実
- 文化財を通して子どもたちの地域への愛着と誇りを育む教育環境の充実
- 文化財の効果的な情報発信
- 多様な主体との連携による文化財を生かした地域の活性化
- 文化財を保護活用する施設のさらなる充実

（基本方向3）「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

- 次世代につなげる新たな文化財保護活用の考え方の構築
- 新たな文化財保護制度の整備
- 文化財に関する専門人材の育成
- 市民協働による文化財保存及び活用を行う環境づくり
- 文化財を核とした地域ネットワーク機能の強化
- 文化財保護活用拠点機能の充実

◆ 第2期川崎市文化芸術振興計画（平成26（2014）年3月策定）

川崎市文化芸術振興条例（平成17（2005）年2月17日制定）の理念に基づき、市民の多様で主体的な文化芸術活動を尊重し、本市の文化芸術の振興を図り、文化芸術を通じた創造力、人の交流、資源の活用等によるまちづくりを行い、地域の活性化と市民の誰もが生き生きと豊かに暮らせるまちを目指すため、基本方針を設定した。

（基本方針）

● 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進

文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくりまします。

● 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援

市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法等の必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。

● 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり

市民、企業、文化団体や大学等が、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれが役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。

● 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統等に触れるための情報発信と人的交流を進めます。

◆ 都市計画マスタープラン全体構想（平成29（2017）年3月改定）

全体構想では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を目指す都市像とし、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」をまちづくりの基本目標に定めている。

こうした基本目標等を踏まえ、分野別の基本方針がかかげられており、文化財に関しては、土地利用の基本方針等において、自然的資源、歴史的・文化的資源等の地域資源を活かした魅力とにぎわいのある街なみを形成するため、地域特性に応じたまちづくりを目指すこと等の方針が示されている。

◆ 川崎市シティプロモーション戦略プラン（平成27（2015）年3月策定）

地方自治体の責務は、市民のために持続可能な地域社会の構築を実現することにある。本市も、地域特性や社会状況等を踏まえながら、子どもたちの笑顔があふれ、各世代が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、また、産業都市として力強く発展し続け、成長と成熟が調和

していく持続可能な都市となることを目指している。

そのためにも、本戦略プランでは、川崎の魅力・地域資源を更に磨き上げ、市民・事業者等が地域の魅力を自発的に発信できる環境を構築し、市内外への情報発信を充実させ、自らが川崎に愛着や誇りを持ち“川崎とはどのようなまちか”を語れるようになること、そして市外の人々が川崎に住みたい、訪れたい、また、そこで働きたい、学びたい等と思えるようになることをねらいとしている。

(基本方針)

- 特色のあるまち、市民等（市民・企業・団体等）による多種多様な取組等、多面性のある特徴を活かします。
- 市民が“自分たちのまちはどのようなまちか”と“川崎はどのようなまちか”を認識・語れるようにします。
- 行政と市民等の相互連携によって、魅力情報を市内外に発信します。

目標1 市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」の醸成

目標2 川崎の対外的な認知度やイメージの向上

[発信する魅力分野]

1 特徴的な分野

(2) 文化芸術分野

川崎では、ミューザ川崎シンフォニーホールを核とし、市内にある音楽大学やフランチャイズオーケストラ等の音楽資源を活用した「音楽のまち」の取組や、市内にある4つのシネコンや映画の大学等、豊富な映像資源を活用し川崎の魅力を発信する「映像のまち」の取組を推進しています。また、美術館・博物館等の魅力的な施設が多数あり、文化芸術や歴史を身近に感じることができる環境が整っています。

具体例

- ◆ 音楽のまちづくりの推進（フェスタサマーミューザKAWASAKI、かわさき市民第九コンサート等）
- ◆ 映像のまちづくりの推進（「映像のまち・かわさき」フェスティバル、教育現場での映像づくりの支援等）
- ◆ 魅力的な文化施設等（藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館等）
- ◆ 川崎の歴史・文化資源（東海道かわさき宿交流館、橘樹官衙遺跡群等）

◆ 川崎市緑の基本計画（平成30（2018）年3月改定予定）

川崎市の都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めていく計画であり、様々な主体が一丸となって地球環境に配慮した緑の取組を目指すため、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」を基本理念として掲げている。さらに、基本理念のもと、川崎市の緑が目指すべき5つの将来像を設定している。また、歴史的な文化資源と一体となり、ふるさとの風景や

伝統文化を伝える自然環境資源の保全、魅力の向上を推進し、地域愛の醸成を図るといった緑の活用の観点を新たに位置付けている。

5つの将来像

- 様々な主体が、幅広い世代にわたって緑を守り育むために協働し、持続的な活動を行うことにより、多様な緑が支えられ、地域の底力となっている。
- 川崎を特徴づけるつながりのある緑が生まれ、生物多様性の保全や地球温暖化対策等地球環境に配慮した取組が行われている。
- 地域の核となる永続性のある緑が保全・創出・育成されることにより、多様な効用が発揮され、市民生活を豊かにするまちが形成されている。
- 地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が充実することにより、身近な生活空間に四季のうつろいが実感でき、安らぎの感じられる緑豊かなまちになっている。
- 緑の空間が、多様な主体により効果的に活用され、地域コミュニティの強化やまちのにぎわい創出に寄与する等、緑によりまちの価値が高まっている。

◆ 新・かわさき観光振興プラン（平成28（2016）年2月策定）

かわさき観光は、“観光客が訪れてみたい「まち」は、地域の住民が住んでみたい「まち」である”という観光まちづくりの原点に立ち返り、生活者が「住んで良かった」、来訪者が「行って良かった」と心からの満足が得られるように、観光振興を通じて「まち」のあらゆる『ゆしみ力』を高めることを目指す。

（戦略5）地域・まちの魅力を活かした観光拠点の形成

武蔵小杉、溝口、鷺沼、新百合ヶ丘等の都市拠点における地域資源・魅力を活かした観光まちづくりを推進し、「まちのゆしみ力」を強化します。

施策内容

- ① 武蔵小杉・等々力周辺を中心とした中原区の観光まちづくり
- ② 新百合ヶ丘周辺を中心とした麻生区の観光まちづくり
- ③ 溝口周辺を中心とした高津区の観光まちづくり
- ④ 鷺沼周辺を中心とした宮前区の観光まちづくり

③ 溝口周辺を中心とした高津区の観光まちづくり

JR武蔵溝ノ口駅や東急電鉄の溝ノ口駅周辺は、江戸時代には、庶民の信仰を集めた「大山詣（もうで）」で知られる大山街道、下流の農地の水を正確に分けるため昭和16（1941）年に造られた国登録有形文化財「二ヶ領用水久地円筒分水」、奈良・平安時代の武蔵国橋樹郡の役所であり市内初の国史跡に指定された「橋樹官衙遺跡群」、毎年、対岸の世田谷区と同時開催で花火大会を開催している多摩川等、歴史・文化、自然等の様々な地域資源が点在しています。

④ 鷺沼周辺を中心とした宮前区の観光まちづくり

鷺沼エリアの周辺には、江戸時代から初山地区に伝わる伝統芸能の「初山獅子舞」や1200年の歴史を誇る市内最古の寺院で、橘樹官衙遺跡群の一つとして国史跡に指定された「影向寺（ようごうじ）」、多摩丘陵の懐かしく美しい自然が残る「東高根森林公園」等の個性的な伝統文化や自然景観が残されています。

(戦略10)「市民」が担い手となった取組の支援

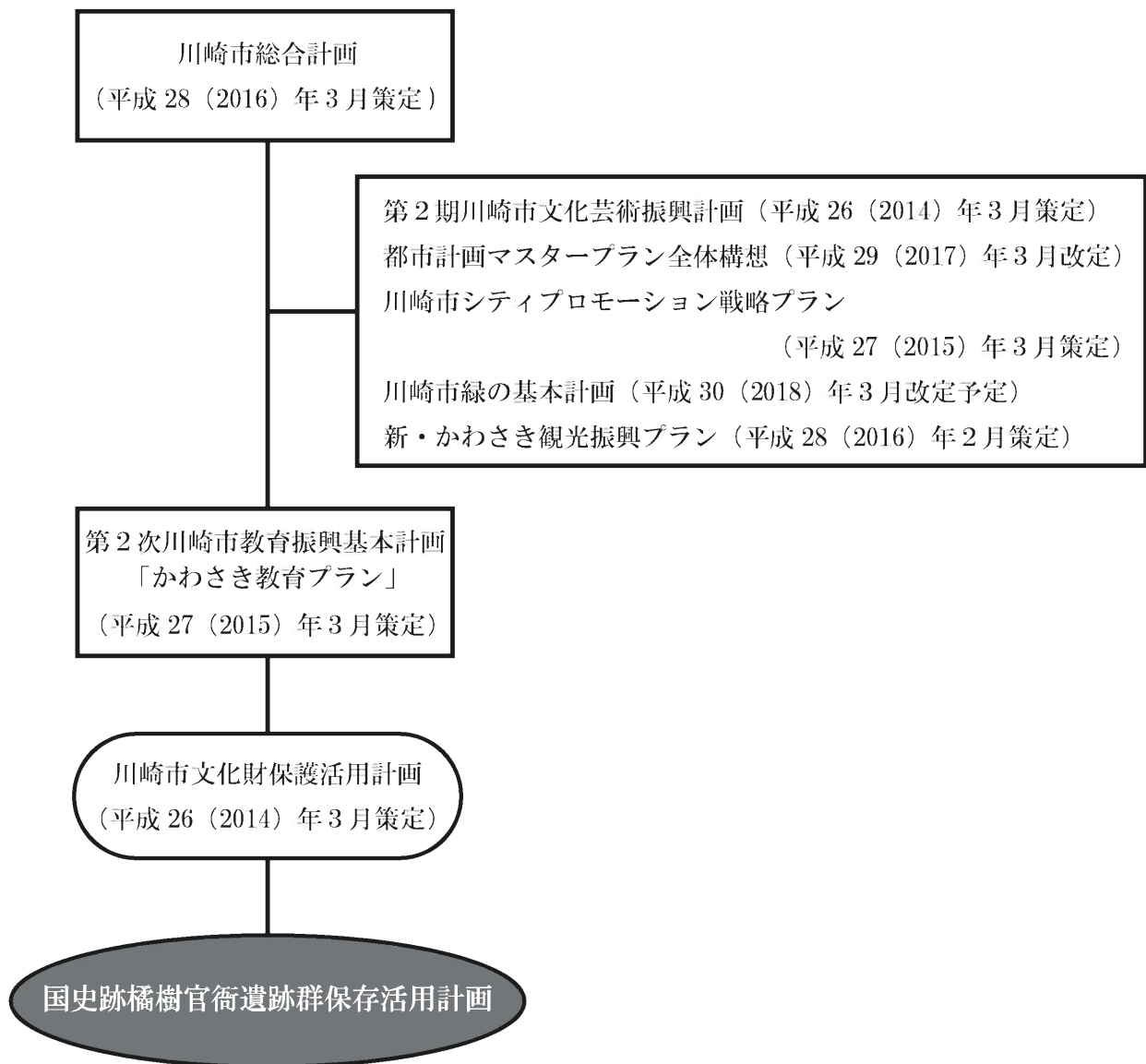
「市民」自らかわさき観光の魅力と愉しみを知り、観光客との交流を通じて新たな気づきや自信を得て、地元・川崎への誇りと愛着を育めるよう、多様な体験機会・自己表現機会の充実を図ります。

施策内容

- ① 「市民」によるかわさき観光体験機会の充実
- ② 市民活動グループの支援及びネットワーク化
- ③ 「市民」主体の取組の発掘・創出支援

① 「市民」によるかわさき観光体験機会の充実

小中学校での地域学習を通して、ふるさと川崎への興味や関心を高め、理解を深めることで、郷土への誇りと愛着を育成します。地域を愛する心を内面から育てることで、川崎の良さを市外の人に進んで発信することができる人材の育成を推進していきます。



第3図 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画と関連計画の位置づけ

第5節 計画の実施

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画については、平成30(2018)年2月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及びその周辺において新たに生じた事態への対応や本市が実施する史跡整備等については、本計画で確認した方針に基づき対処していく。また、同じく本計画の考え方に基づき、史跡の本質的価値等を広く周知していくため、保存・活用等を着実に進めて行く。

本計画に基づく保存整備・活用等の実施効果等については、定期的に点検・評価を実施して進捗管理を行うとともに、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合は、計画内容の修正等を行う。